

## 行財政改革について

### 1 調査項目

- (1) 区行財政改革に関する事項
- (2) 都区制度に関する事項
- (3) 構造改革特区制度に関する事項
- (4) IT化に関する事項

### 2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「行財政改革特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

### 3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

#### (説明)

社会経済情勢の変化に対応した合理的かつ効率的な行政経営を引き続き推進し、強固な行財政基盤を構築することが必要である。

また、都区間の事務配分をはじめ、財政制度、さらには、構造改革特区制度と区の関わりや、区役所のさらなるIT化推進のための方策について、検討していく必要がある。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、地方自治法第112条第1項の規定により本案を提出する。